

学校法人大庭学園立那覇市認定こども園 若狭こども園 運営規程

(施設の目的)

第1条 学校法人大庭学園が設置する認定こども園 若狭こども園 (以下「当園」という。)は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園の運営の方針は次のとおりとする。

- ①「豊かな心を持ち、考えて行動する粘り強い子」の教育・保育目標を共通に理解し、調和と協働、報・連・相を大切にしながら教職員が一体となって認定こども園の経営に努める。
- ②教育・保育目標の具現化を図り、教職員自らが柔軟で広い視野を持ち、こどもや保護者の声に耳を傾けながら、創意工夫ある活動を実践し、目標達成にむけて実現に努める。
- ③様々な研修や実践研究に積極的に参加し、全教職員の資質向上に努める。
- ④教育効果を高め、こどもたちの健やかな育ちのための環境構成に配慮し、また、家庭・地域・関係機関と丁寧な連携を図る。
- ⑤小学校との連携を密に図り、こどもたちの成長・発達・生活の連続性を持った一貫した経営に努める
- ⑥提携する専門学校との連携を図り、特色ある経営に努める。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 学校法人大庭学園立那覇市認定こども園 若狭こども園
- (2) 所在地 沖縄県那覇市若狭3丁目11番1号

(入園資格)

第4条 当園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの保育を必要とする子どもとする。

(提供する教育・保育の内容)

第5条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成29年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）、保育所保育指針（平成29年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(子育て支援)

第6条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 一時預かり (2) 延長保育 (3) 園庭開放 (4) 子育て支援相談

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長（常勤専従） 1人

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

- (2) 主幹保育教諭 1人

園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

- (3) 副主幹保育教諭 1人

主幹保育教諭を補佐し、園務を整理し必要に応じて園児の教育・保育を実施する。

- (4) 保育教諭 7名以上（保育教諭の員数は園児数により変動する）

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

- (5) 事務員 1人 全般的な事務処理を行う。

- (6) 用務員 1人(短時間) 清掃業務等を行う。

- (7) 子育て支援員 1人

子育て支援員は、一時預かり保育および保育教諭の業務支援を行う。

- (8) 調理員 3人

園児の給食を献立し、給食業務全般等を行う。

- (9) 学校医 1人

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(10) 学校歯科医 1人

学校園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 学校薬剤師 1人

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(学年及び学期)

第8条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の2学期に分ける。

1学期前半 4月6日から7月20日 1学期後半 8月28日から10月6日

2学期前半 10月16日から12月25日

2学期後半 1月5日から3月15日

(教育・保育の提供を行う日)

第9条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、6月23日の慰霊の日、年末年始の12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 夏季休業 7月21日から8月27日まで

(3) 秋季休業 10月7日から10月15日まで

(4) 冬季休業 12月26日から1月4日まで

(5) 学年末休業 3月16日から3月31日まで

(6) 学年始休業 4月1日から4月5日まで

(教育・保育を提供する時間)

第10条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金 午前8時15分から午後2時までとする。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時30分から午後6時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時00分から午後4時までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

(4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 午前7時30分から午後7時30分までとする。

(利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第11条 当園の利用については、条例及び施行規則を準用して申込を行うものとする。

2 当園の利用開始にあつては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

3 当園は、次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者から当園の利用の取消しの申出があつたとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

4 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園児に修了証書を授与する。

(利用定員)

第12条 本園の利用定員は、入園の申込状況等を鑑みて、認可定員の範囲内で那覇市が毎年度定める。

(保護者から受領する費用等)

第13条 保護者から受領する利用者負担額およびその他の費用は、次のとおりとする。

(1) 当園の利用者負担額は、保護者が居住する市町村が定めた額とする。ただし、在園児以外の利用は、次のとおりとする。

(2) 1 に定めるもののほか、次の項目については事前に保護者へ説明し、次の別表 1 に掲げる実費の負担を徴収する。

<別表 1> ○在園児の利用者負担額

項目	金額	摘要	項目	金額	摘要
一時預かり 保育料 (月曜～金曜)	400 円	1 号認定	延長保育料 (日額)	200 円	2 号認定
一時預かり 保育料 (土曜日)	800 円	1 号認定	延長保育料 (月契約)	2,500 円	2 号認定
一時預かり 保育料 (夏季、秋季 冬季休業)	500 円	1 号認定	主食費及び副食費 (主食費:1,000 円) (副食費:5,500 円)	6,500 円	2 号認定
一時預かり (月契約)	8,500 円	1 号認定			
給食費及び 副食費 (主食費:500 円) (副食費:4,500 円)	5,000 円	1 号認定			

諸会費(年額)	10,800 円	1 号認定、2 号認定
徴収内訳(1ヶ月当り):保護者会費、月刊誌代含む(410 円～450 円) 900 円		
第 1 回(4 月):2,700 円、第 2 回(7 月):2,700 円、第 3 回(10 月):2,700 円、第 4 回:(1 月)2,700 円		
※兄弟児(一人分)は、半額の 450 円(1ヶ月当り)を徴収する。450 円×3ヶ月分=1,350 円		

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市こども教育保育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 15 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 16 条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第 1 項第 2 号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第 25 条に規定する行為をいう。

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市子育て応援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第 17 条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(健康管理・衛生管理)

第 18 条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第 19 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第20条 当園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

- 2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。
- 3 外部による評価については、3年に1回実施し、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第21条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第22条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完了の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 幼保連携型認定こども園園児指導要録 | |

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
(学籍に関する記録については20年間保存)

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から一部改正して施行する。

この規程は平成31年10月1日から一部改正して施行する。

この規程は令和2年4月1日から一部改正して施行する。

この規程は令和3年4月1日から一部改正して施行する。

この規程は令和4年4月1日から一部改正して施行する。

この規程は令和5年4月1日から一部改正して施行する。